

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人インクルーシヴ・ジャパン

1 事業の成果

平成 29 年 5 月 1 日に開設した就労継続支援 B 型事業所「インクルーシヴ・松山 ヒカリのアトリエ」の受託・運営は 9 年目、また令和 6 年 2 月に開設した「インクルーシヴ・松山 ヒカリのアトリエ 2nd」は 3 年目を迎えた。何らかの障がいにより一般就労が困難な方や、一般就労に向けた訓練を希望する方など、本年度までに通算で多くの利用者と契約し、アートを媒体とした就労支援を行っている。一人ひとり異なる背景や個性に応じた環境を整備して居場所を創出し、それぞれの魅力を最大限に引き出す支援に努めた。一般のギャラリー等での展覧会や販売会、レンタルアート事業、グッズ制作等を通じ、障がいのある方のアートの魅力を地域社会へ発信。これにより、利用者が自己肯定感を取り戻し、就労生活の基盤を整えて一般就労へ移行する実績も着実に積み上がっている。

令和 7 年度には、前年度に本格始動したデジタルアーカイブを活用したレンタルアート事業のさらなる社会実装と普及拡大に注力した。彩り溢れる共生のあるまちづくりや利用者の収入増につなげるため、作品がレンタルされるごとに利用者に収益（工賃）が生まれる仕組みをさらに強化した。専用サイトや紹介動画、パンフレット等による積極的なアプローチにより、自治体や企業、個人のステークホルダーに本事業の趣旨への賛同を広げ、レンタルアートの導入が大きく進展した。これと同時に、多様性に富んだ包摂的なまちづくりのフラッグとして、障がい者アートを地域社会に深く根付かせる取り組みを開始することができた。

さらに、愛媛県および南海放送との三者共同による、レンタルアート事業のノウハウを活用した「まちなかアートギャラリー事業」を実施した。本事業は、県民が障がい者アートに身近に触れる機会を提供することで認知度向上を図り、魅力発信や裾野拡大に繋げるとともに、芸術活動を通じた障がい者の生きがいつくりと社会参加を促進することを目的とした。具体的には、「とべもり＋エリア」（とべ動物園、えひめこどもの城、県総合運動公園、えひめ森林公園）周辺のカフェやレストラン等 52 店舗に、障がい者アート作品 70 点をレンタルし、約 5 ヶ月間にわたり展示した。日常生活の動線に作品を溶け込ませることで共生の風景を創出し、利用者の自己肯定感向上や工賃向上のみならず、地域社会におけるインクルーシヴな意識醸成に大きく寄与した。

また、松前町においては、庁舎全体を美術館に見立てた「パラアートギャラリーまさき」を継続して常設開催した。1 階から 5 階までの全フロアーにレンタルアート用作品を展示し、全ての作品に QR コード付きのキャプションを設置することで、来庁者がスマートフォン等から情報を読み取り、その場で作品の購入やレンタルができる仕組みを構築していただいた。

次に、伝統文化の新たな可能性を探る試みとして、アップサイクル素材「アップサイクル水引」を活用した共創型ワークショップを開催した。本事業は、愛媛県が誇る伝統文化「水引」と現代のクリエイティブを結び、障がいのある人の表現活動を通して伝統文化の新たな可能性を探る取り組みである。技術指導には、東京・目黒を拠点に活動する創作水引ブランド「TOKYO MIZUHIKI | 東京水引」を招聘した。使用した「アップサイクル水引」は、一般社団法人アップサイクルが主導するプロジェクト「TSUMUGI」から誕生した新素材であり、使用後の紙資源や未利用木材を紙

糸に再生した、軽やかさと独特の質感を特徴とする材料である。ワークショップでは、利用者が「曲げる」「結ぶ」「編む」「ほぐす」といった動作を自由に試み、アート、工芸、デザインの各視点から新しい水引表現の創出を目指した。東京水引が掲げる「産地から学び、共に作る」という姿勢のもと、地域資源を再評価し、文化・環境・福祉・創造を結ぶ「共創型文化事業」のパイロット事例として、伝統の中にある循環の知恵を現代に引き継ぎ、障がい者アート×水引文化の新たな利活用と社会包摂の可能性を探究する有意義な場となった。

また、前年度に TOPPAN 株式会社と共同で実施した「デジタルクリエイター創出プログラム（Blender を用いた 3D・CG 制作セミナー）」の成果を踏まえ、本年度は一般社団法人愛媛デジタル女子プロジェクトとの連携による「アート」と「デジタル」を融合させた就労支援をより一層強力に推進した。昨今、SNS や企業プロモーションにおけるデジタルクリエイティブの需要がますます高まる中、モデリング、マテリアル、アニメーション、レンダリング等の高度な編集スキルを習得した利用者が、地域のイベントや企業の広報コンテンツ制作の一部を受託し、実際の業務へと繋げ、障がいのある方がデジタルコンテンツを通じて自立できる新たな職域（デジタル人材）の創出に向けて、その一步を踏み出した。

最後に、令和 8 年度以降も、さらにスタッフの支援力を高め、利用者の方の潜在力を引き出し、アーティストを育て、作品集の出版や展覧会、レンタルアート事業等を通じて社会との繋がりを開拓し、インクルーシブな取り組みをより一層展開していきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者の 範囲及び人数	支出額 (千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの受託・運営	就労継続支援 B 型事業所の受託・運営	通年	法人事業所内	30 名	80 名	186,349

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	支出額 (千円)
実施していない					

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 の(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。